

IMO 第 55 回海洋環境保護委員会(MEPC55)の結果について

標記委員会は、平成 18 年 10 月 9 日より 13 日までの間、ロンドンのウェストミンスター・セントラルホールにおいて開催された。主要議題の審議結果は、以下のとおり。

1. バラスト水の有害水生生物（議題 2）

（1）背景

バラスト水の移動に伴う生物の移動防止を目的として、2004 年 2 月に IMO においてバラスト水管理規制条約が採択された。条約では、2009 年新船（バラスト水容量 5000m³ 未満）から段階的に一定の生物殺滅性能を有する処理システムからのバラスト水排出を義務付けることなどが決められている。

（2）バラスト水管理規制条約実施のためのガイドラインの採択

当条約では、具体的なシステムの試験方法等は IMO の定めるガイドラインに委ねることとされており、ガイドラインは 14 本作成されることとなっている。これまでに 6 本のガイドラインが採択されている。

今次会合では、以下の 6 本のガイドライン案が審議され、G13 を除く 5 本のガイドラインが採択された。また、G13 に関しては、引き続き検討が必要とされ、来年 4 月の BLG11 で再検討・最終案化して、来年 7 月の MEPC56 での採択を目指すこととなった。

- ・ G1：沈殿物受入施設に関するガイドライン
- ・ G5：バラスト水受入施設に関するガイドライン
- ・ G11：バラスト水交換に関する設計及び建造基準に関するガイドライン
- ・ G12：船上での沈殿物管理ガイドライン
- ・ G13：緊急事態を含む追加方策に関するガイドライン
- ・ G14：バラスト交換海域の指定に関するガイドライン

（3）バラスト水処理システムの基本承認について

バラスト水処理システムについては、主管庁により、IMO において策定されたガイドラインを考慮して認証されなければならないとされており、さらに、活性物質を用いるバラスト水処理装置については、IMO により承認されなければならないとされている。

今次会合では、当該システムに使用する活性物質の基本承認について審議が行われ、我が国から申請した(社)日本海難防止協会開発の「特殊パイプ処理システム(主成分：オゾン)」及びスウェーデン提案の「酸化処理及び電解処理システム(主成分：電解塩素)」が認められた。今後試験等を重ね最終承認を目指すこととなる。

（4）バラスト水管理条約の適用期日の延長について

MEPC54 にて ICS（国際海運集会所）から提案されたバラスト水処理システムの開発状況に鑑み条約適用期日を延長する必要性について、今次会合では、我が国を含む各国からの処理システムの開発状況の報告を受け審議した。条約上 2009 年新船に搭載することが要求される処理システムが現時点で存在しないことから、近年の新造船契約状況に鑑み、今次会合で

適用期日の延長を決める必要があるという意見、政策的に適用期日の延長は困難であり、かつ、処理システムは近い将来開発される見込みであることから適用期日を延長すべきでないという意見に分かれ、結果的に、来年 7 月に開催される次回会合に改めて検討することとなった。

2. シップリサイクル（議題 3）

（1）背景

シップリサイクルに関しては、2008 年～2009 年の間に採択できるよう新条約の策定作業を進めることが IMO 総会で決議（IMO 第 24 回総会 Resolution A. 981(24)）されているところ、前回会合（本年 3 月）に引き続き、今次会合においてもワーキンググループを設置し具体的な議論が行われた。

（2）審議結果

シップリサイクル関係では、本会議の指示に基づきワーキンググループ（WG）が 9 日から 11 日まで開催され、主として条文案を逐条で審議した。

今次会合での検討結果の概要は以下の通り。

来年 5 月に、シップリサイクルに関する MEPC 作業部会中間会合を開催することが合意された（次回 MEPC56 は 7 月）。

条約草案についてさらに議論するため、引き続きコレスポンデンスグループ(CG)の設置が合意された。

次回 MEPC に向けて、日独共同で現存船も含めたインベントリー(船舶の有害物質の位置や量を示した一覧表)作成ガイドライン案を、わが国から禁止制限物質リスト(条約の Appendix 1)、リサイクルヤードの基準に関するガイドライン及び検査と証書に関するガイドラインを提案することとなった。

3. 船舶からの大気汚染防止（議題 4）

（1）背景

2003 年に開催された IMO 第 23 回総会において、「船舶からの温室効果ガス（GHG）の削減に関する IMO の政策及び実行の決議（A. 963(23)）」が採択され、船舶からの GHG の排出効率を示す指標である「二酸化炭素（CO₂）インデックス」を MEPC で開発することになっている。決議に基づき、MEPC53 において、「試行的に用いられる自発的な CO₂ 排出インデックスのための暫定指針（MEPC/Circ. 471）」が採択され、各国がこの暫定指針に基づき算定した結果及び算定に係る課題を報告し、これらの報告に基づき、2008 年 10 月に見直すことが合意されている。

（2）温室効果ガス（GHG）

今次会合では、MEPC/Circ. 471 に基づき、我が国を含め、各国からインデックスの算定結果が報告された。同データの直接比較を容易にするため、IMO 本部内に設置された汎用データベース（GISIS）に同データを各国がインターネットを經由してアップロードできる仕組みを構築することが同意された。本データベースに、本委員会以前に提出されたデータを

含め、データの積極的な入力を行うように要請された。

また 2000 年に採択された GHG に関する IMO レポート(世界全体の海運から発生する CO₂ 総量の算定結果等)について統計値の更新の必要性が認識され、2010 年のレポート完成を前提に、我が国が作成したレポート仕様案を、次回 MEPC において審議し、その後具体的な作成作業を開始することとなった。

(3) 排ガス洗浄装置 (EGCS - SO_x)

MARPOL 附属書 VI 第 14(4)(b)規則に規定される排ガスの脱硫を目的とした排ガス洗浄装置は、その原理から非常に pH の低い排水を排出する。今次会合で当該装置の排水基準について検討されたところ、港湾ごとの地域規制の乱立を防ぐため、世界統一のガイドライン値を作成することを最優先させることが合意され、CG で検討の上、次回 MEPC において最終化を目指すこととなった。

(4) 停泊中における船舶への陸上電力供給

港湾での船舶からの大気汚染防止に係る停泊中の船舶への陸上電力供給については、現在 ISO TC8 において国際規格の作成作業が開始される予定であり、本 ISO 規格が完成するまでは、MARPOL 附属書 VI の改正作業を行わないことが合意された。

4 . 強制要件の改正の検討及び採択 (議題 5)

(1) MARPOL 73/78 附属書 1 の改正

MARPOL 73/78 附属書 1 第 1.11 規則(特別海域)の 10 項に新たにアフリカ南部海域を加える改正案が採択された。本改正は 2008 年 3 月 1 日に発効の予定。

(2) MARPOL 73/78 附属書 の改正

国連の GHS (化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)に基づいた有害汚染物質の判定基準を取り入れる MARPOL 73/78 附属書 (容器により運搬される有害物質による海洋汚染防止に関する規則) の改正が採択された。これに伴い、有害物質運搬に用いられる容器のラベルを GHS 標準のものに変更 (詳細は IMDG Code (MSC. 122(75)) し、停泊中の荷役時に有害物質の情報 (一覧及び位置) を示す文書を船上に備える規則を追加した。本改正は、IMDG Code (MSC. 122(75)) の発効に併せて 2010 年 1 月 1 日に発効の予定。

(3) Condition Assessment Scheme (CAS) の改正

板厚計測に関する要件及び CAS を実施中に船籍変更を行う際の手続きを明確化する改正が採択された。本改正は 2008 年 3 月 1 日に発効の予定。